

新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2. 2. 7)

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況

①患者の状況

属性	40代女性、中国武漢市居住
症状・経過	1/28 確定。現在は回復傾向（入院中）

②濃厚接触者の状況

人数	2名（特定）
経過	所管保健所で健康観察を継続中

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

2月6日までに確認されている患者は21名（※）

（※）その他4名の無症状病原体保有者が確認

また、2月3日に横浜港に到着したクルーズ船に対する検疫により、61名について陽性が確認

2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置依頼

3 道の対応（保健福祉部）

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備(1/30から検査可能)
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼
 - 1/22 宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
 - 1/23 観光関係団体等
 - 1/30 宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
 - 1/30 交通事業者への衛生管理徹底
 - (ウ) 保健所等による相談対応
 - 1/30 休日・夜間の電話対応の開始（相談件数は別表参照）

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催

1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日 " 第2回本部会議開催

1月31日 緊急保健所長会議

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置
「帰国者・接触者外来」の整備

(別表) 道における相談対応状況 (2月5日現在) (件)

相談者	発生時 対応準備	施設内 体制	症状の 相談	保健所 の対応	治療・ 検査方法	予防 方法等	その他	合計
一般住民	4	2	52	3	11	23	77	172
宿泊施設等事業者	28	13	12	8	3	10	16	90
医療機関	59	26	63	5	6	-	6	165
公的機関等	82	7	7	11	4	6	35	152
その他	1	-	2	5	-	1	17	26
合計	174	48	136	32	24	40	151	605

注1 相談者の「その他」は、報道機関、匿名等

注2 相談内容種別「その他」の主なものは、「患者発生の噂 (SNS 情報等) の真偽確認」「中国人観光客・研修生等への対応」「感染の不安」など

道民の皆様へ

道民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要ですので、感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

湖北省から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、医療機関の受診にあっては、湖北省の滞在歴があることまたは湖北省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

～ 北海道民のみなさまへ ～

- 2019年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が継続的に報告され、中国を中心に、複数の国で報告されています。
- 風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策が重要です。
- 感染症法に基づく「指定感染症」に指定されたため、症状などにより医療機関への受診方法が変わりますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の疑い例(定義)

発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に、中国湖北省に渡航又は居住していた方又は、渡航又は居住していた方との濃厚接触がある方。

※濃厚接触とは、同居あるいは長時間の接触(車内等を含む)や、疑い患者への看護・介護の実施、たんやつば等に直接接触した可能性が高い場合。

該当する

該当しない

帰国者・接触者相談センター(お住まいの地域の保健所)にご相談ください。

通常どおり、医療機関を受診してください。

診療体制の整った医療機関(帰国者・接触者外来)をご案内します。

- 本感染症と診断された場合は、主治医の判断に基づき、症状・ウイルス消失が確認できるまで入院となります。
- 検査結果が陰性の場合、感染予防対策を継続してください。

注) 衛生研究所は医療機関から提出された血液等を検査する機関であり、一般の方の診察や検査は行っておりませんのでご注意ください。

相談窓口及び帰国者・接触者相談センターについて

相談窓口

新型コロナウイルスに関する一般相談についてはこちらにご連絡ください。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00～21:00

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 札幌市保健所 (感染症総合対策課【一般相談】)	011-622-5199	平日 8:45 ～ 17:15
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45 ～ 17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45 ～ 17:30
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50 ～ 17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45 ～ 17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30 ～ 21:00 土日祝 9:00 ～ 21:00

(道立保健所一覧)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

帰国者・接触者相談センター

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方については「帰国者・接触者相談センター」を設置していますので、こちらにご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
● 札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119 (#7119)	24時間
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45 ～ 17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45 ～ 19:00
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50 ～ 17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45 ～ 17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30 ～ 21:00 土日祝 9:00 ～ 21:00

(道立保健所一覧)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

■新型コロナウイルス感染症への道の対応について

令和2年2月7日時点 北海道感染症危機管理対策本部

資料 2

区分	分野		道の対応
	分類①	分類②	取組の内容
感染拡大防止対策	水際対策 (侵入防止)		・ 港湾関係者や空港内事業者への注意喚起・協力依頼
	適切な情報提供 ・ 注意喚起	一般の方向け	・ 道公式ホームページによる情報発信
			・ SNS等による情報発信
			【今後予定】新聞紙面を活用した情報発信
			・ 民間企業等との協働事業（街頭大型ビジョン等を活用した情報発信）
			・ 保健所等による相談対応
			・ 電話相談窓口（休日・夜間を含む）の設置
	外国の方向け	・ 政府観光局外国人旅行者向けコールセンターによる対応の周知	
		・ 外国人への注意喚起や通訳サポート（在札幌総領事館や外国人相談センターとの連携）	
	医療関係者向け	・ 医療機関への周知	
	学校等関係者向け	・ 幼・保・小・中・高・専修・各種学校、特別支援学校等への注意喚起	
	自治体（施設等管理者） 及び企業（所管業界団体）等向け	・ 宿泊施設管理者への注意喚起	
		・ 飲食店・遊戯施設等への注意喚起	
		・ バス・タクシー・鉄道（路面電車、地下鉄を含む）事業者、空港ターミナルビル管理者への注意喚起	
・ 道の駅、バスターミナル、都市公園、上・下水道等の施設管理者（市町村含む）、文化・スポーツ施設管理者、住宅供給公社（管理賃貸物件）への注意喚起			
・ 社会福祉施設等への注意喚起			
	・ 廃棄物の適正処理への注意喚起（処理業者、医療関係機関、市町村）		

■新型コロナウイルス感染症への道の対応について

令和2年2月7日時点 北海道感染症危機管理対策本部

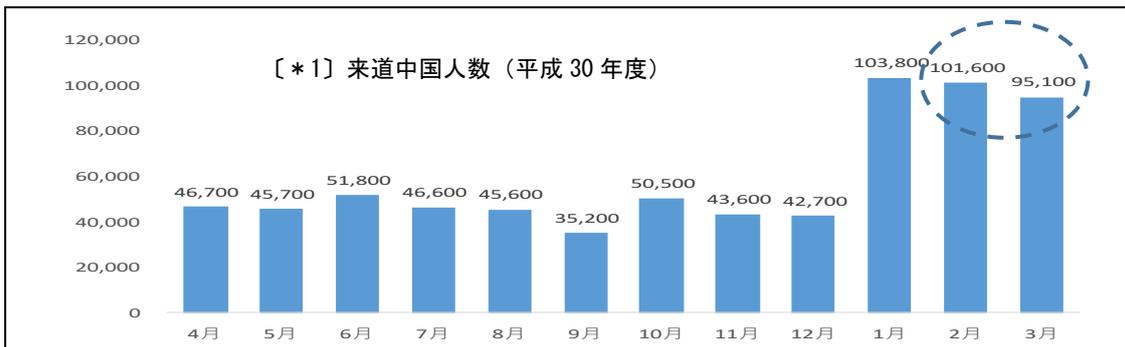
区分	分野		道の対応
	分類①	分類②	取組の内容
感染拡大 防止対策	感染防止対策	道庁庁舎等施設の対応	・ 庁舎等施設へのアルコール消毒剤の設置
	発生時の備え	検査体制の整備	・ 道立衛生研究所での検査体制の整備
		医療体制の整備	・ 「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置
		患者搬送体制の整備	・ 消防機関への具体的な対応の周知及び保健所等との協議に基づく移送協力の依頼
		物資輸送体制の整備	・ 必要に応じ、災害時の連携協定を活用し医療機関等への物資輸送を実施
		自衛隊との連携	・ 自衛隊への災害派遣要請時に支障が出ないように、道の対応などを情報提供
経済への 影響対策	中小企業対策		・ 経営・金融特別相談室の設置
			・ 影響を受ける事業者への低利融資
			・ 道内から海外へ進出している事業者に対する影響調査
			・ 道内事業者・団体に対する影響調査
			・ 観光への影響試算及び観光関連施設のキャンセル発生状況把握等
	観光対策		・ 中国路線等航空便の運航状況把握

新型コロナウイルス感染症に伴う観光への影響について（試算）

2020年2月7日
北海道経済部観光局

1. 中国からの団体旅行等の禁止が本年3月末まで続いた場合の影響

- 昨年度の中国人来道者（2月+3月）は、約20万人^{※1}
 - ⇒ 渡航禁止の対象となる団体旅行者等は約9万人（全体の約45%^{※2}）
 - ⇒ 1人1旅行当たりの観光消費額単価を約22.5万円^{※3}とすると、
来道者9万人の減少により、少なくとも200億円以上の観光消費が減少



出展：「北海道観光入込客数調査報告書（平成30年度）」

〔*2〕 訪日中国人の旅行形態

旅行形態	割合
団体ツアー	36.2%
個人旅行パッケージ	9.2%
個人手配旅行	54.6%

出展：観光庁「訪日外国人消費動向 2018年」

〔*3〕 来道外国人の観光消費額単価（1人・1旅行当たり）

国・地域	観光消費額単価
韓国	138,585
中国	223,316
台湾	157,947
香港	239,488
タイ	180,456
その他	167,600

出展：北海道「第6回北海道観光産業経済効果調査」

2. 上記に加え、考慮すべき影響〔影響加算要素〕

- 中国人観光客の個人旅行の減少（自主的なキャンセルも発生している状況）
- 中国以外の国・地域からのインバウンド減少（WHOの緊急事態宣言等の影響）
- 風評や自粛ムードによる国内旅行の減少
- 中国の団体旅行等の禁止措置の長期化
- 事態終息後の観光需要回復の遅れ など

<参考> 1/14～1/31における観光施設等のキャンセル状況（3月末までの予約分）

宿泊施設（回答のあった約350施設のキャンセル人泊数）	1施設平均	約	420人泊
観光貸切バス（回答のあった40事業者のキャンセル台数）		約	1.7千台
遊覧船（回答のあった6事業者のキャンセル人数）		約	1.1千人
その他有料観光施設等（回答のあった39施設のキャンセル人数）		約	4.5万人

* 未回答施設のキャンセル数も多く見込まれます

* 各施設のキャンセル数は、1/31以降も増加中

新型コロナウイルス感染症に係る 主な外国人向け支援等の取組状況

1 在住外国人や関係機関等への情報提供

- (1) 在札総領事館や北海道外国人相談センター、道内国際交流団体、技能実習生の監理団体等へ「新型コロナウイルス肺炎」関連情報を提供し、情報発信等の協力を要請（1/30～）
- (2) 道及び北海道外国人相談センターのホームページやSNSで、外国人への注意喚起や道の相談窓口などの情報を多言語で発信（1/30～）

[対応言語] 日本語、やさしい日本語、英語、中国語など7言語

2 通訳や翻訳などの多言語支援

- (1) 北海道外国人相談センターにおける通訳サポート（1/27～）

[相談件数] 3件（2/6現在）

- (2) 外国人の間診票など感染症対策に係る資料の翻訳（1/28～）

3 道内自治体の国際交流事業への影響調査

中国と交流している自治体（12市）を対象に事業への影響を調査（1/28～）

[影響] 事業の見送り 3市（2/6現在、旭川市、登別市、室蘭市）

4 中国への見舞い状の送付

本道に縁のある政府要人へお見舞い状を送付（1/28）

新型コロナウイルスに関連した感染症拡大防止対策等について(交通関連)

令和2年2月7日 総合政策部交通政策局・航空局

1 道のこれまでの対応

1月30日付けで、道内の空港ターミナルビル管理者や港湾管理者、鉄道事業者、バスやタクシーの関係団体に対して通知

[通知内容]

- ・ 施設・設備等の消毒方法の詳細説明
- ・ 衛生管理の周知・徹底 など

2 各交通事業者の対応等

航空

- 各航空会社において、機内における咳エチケットなどの注意喚起等を実施
- 新千歳空港では、従業員やテナント各社に対し、マスク着用の励行やトイレ・手すりへの除菌など水際対策を徹底
- 各空港ターミナルビルにおいてもアルコール消毒剤設置などの対策を実施

港湾

- 道内には、国際旅客船ターミナルなし
- クルーズ船は冬期間の寄港予定はなし
- フェリーターミナルなどで、利用者や従業員に対して感染症対策を徹底

鉄道

- JR北海道では、1月30日付けで社内に対策本部を設置
 - ・ 感染拡大の防止に向けた対策の検討
 - ・ 利用等に関する具体的な影響等の把握

バス・タクシー

- 運転手や乗務員へのマスク着用の励行
- 車両内のアルコール消毒などの対策を実施

3 今後の対応

- 来週12日(水)に、「北海道交通・物流連携会議「情報共有・対応強化ワーキンググループ」連絡会議」を開催

[議題等]

- ・ 関係機関での対応状況等の情報共有
- ・ 感染拡大防止対策の徹底等について、改めて依頼
- 感染予防対策に向けて国や関係機関からの情報収集に努め、来道者のみならず、道民に対して注意喚起を徹底するなど、更なる感染拡大を防止